

会議名	平成26年度第8回港区指定管理者選定委員会
開催日時	平成27年3月26日（木曜日） 午後2時15分から午後4時15分まで
開催場所	区役所4階庁議室
委員	（出席者） 田中副区長（委員長）、杉本企画経営部長（副委員長）、渡邊総務部長（副委員長）、大澤企画課長、村山区役所改革担当課長、森総務課長、野上契約管財課長 （欠席者） 湯川財政課長
出席所管課長	①大滝麻布地区総合支所管理課長、②浅山赤坂地区総合支所管理課長、③神田高輪地区総合支所管理課長、④浅山赤坂地区総合支所管理課長、茂木高齢者支援課長、⑤神田高輪地区総合支所管理課長、⑥⑦⑧⑨⑩⑪茂木高齢者支援課長、⑫大竹障害者福祉課長、⑬遠井地域振興課長
事務局	古川指定管理者制度担当係長、黒川指定管理者制度担当
会議次第	1 開会 2 議題 （1）指定管理者の公募について ①麻布地区いきいきプラザ（南麻布、ありす、麻布、西麻布、飯倉） ②赤坂地区いきいきプラザ（赤坂、青山、青南） ③高輪地区いきいきプラザ（豊岡、高輪、白金、白金台） ④特別養護老人ホームサン・サン赤坂、高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂、赤坂子ども中高生プラザ ⑤高輪子ども中高生プラザ ⑥特別養護老人ホーム白金の森、高齢者在宅サービスセンター白金の森、地域包括支援センター白金の森 ⑦特別養護老人ホーム港南の郷、高齢者在宅サービスセンター港南の郷、地域包括支援センター港南の郷、ケアハウス港南の郷 ⑧南麻布高齢者在宅サービスセンター、南麻布地域包括支援センター ⑨芝高齢者在宅サービスセンター、芝地域包括支援センター ⑩台場高齢者在宅サービスセンター ⑪北青山高齢者在宅サービスセンター、北青山地域包括支援センター ⑫精神障害者地域活動支援センター ⑬大平台みなと荘 （2）指定管理者の指定取消について（三田いきいきプラザ等）（案） 3 閉会
配付資料	[席上配付] 資料1 麻布地区いきいきプラザ（南麻布、ありす、麻布、西麻布、飯倉） 資料2 赤坂地区いきいきプラザ（赤坂、青山、青南） 資料3 高輪地区いきいきプラザ（豊岡、高輪、白金、白金台） 資料4 特別養護老人ホームサン・サン赤坂、高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂、赤坂子ども中高生プラザ 資料5 高輪子ども中高生プラザ 資料6 特別養護老人ホーム白金の森、高齢者在宅サービスセンター白金の森、地域包括支援センター白金の森 資料7 特別養護老人ホーム港南の郷、高齢者在宅サービスセンター港南の郷、地域包括支援センター港南の郷、ケアハウス港南の郷 資料8 南麻布高齢者在宅サービスセンター、南麻布地域包括支援センター

	<p>資料9 芝高齢者在宅サービスセンター、芝地域包括支援センター</p> <p>資料10 台場高齢者在宅サービスセンター</p> <p>資料11 北青山高齢者在宅サービスセンター、北青山地域包括支援センター</p> <p>資料12 精神障害者地域活動支援センター</p> <p>資料13 大平台みなと荘</p> <p>資料14 指定管理者の指定取消について（三田いきいきプラザ等）（案）</p> <p>※資料1～13の内容</p> <p>資料〇 指定管理者公募要項（案）</p> <p>資料〇-2 第1次審査・第2次審査採点表（案）</p> <p>資料〇-3 各施設 指定管理者選考委員会委員名簿（案）</p> <p>資料〇-4 各施設 指定管理者の指定スケジュール（案）</p> <p>資料〇-5 各施設 平成25年度指定管理施設検証シート（資料12を除く）</p>
会議の結果及び主要な発言	
大滝麻布地区総合支所管理課長 浅山赤坂地区総合支所管理課長 神田高輪地区総合支所管理課長 野上委員	<p>議題（1）指定管理者の公募について（①麻布地区いきいきプラザ、②赤坂地区いきいきプラザ、③高輪地区いきいきプラザ）</p> <p>（所管課長から指定管理者公募要項等の説明）</p> <p>麻布地区と高輪地区のいきいきプラザについて、「継続事業については、平成28年度以降も一定期間、事業を継続」とありますが、期間を具体的に定めないと、事業費の積算ができないのではありませんか。</p>
大滝課長	<p>麻布地区のいきいきプラザについて保育園併設施設は保育園の清掃業務を含むとのことですが、いきいきプラザの指定管理者の業務に含めることはできるのですか。</p> <p>それと、評価基準表の配点について、最低の評価に関して、一次評価では1点であったり、二次評価だと4点とするところについて、「提案されていないか評価に値しない」のに、0点ではなく1点とか4点がつくというのは、適切でしょうか。</p>
野上委員	<p>継続事業については、「一定の期間」と記載していますが、5年間を念頭に置いています。例えばスマホ、タブレット、パソコンなど現在実施している講習事業です。</p>
神田課長	<p>それならば、現指定管理者とは異なる視点での新たな事業提案というより、「28年度以降も実施」ではなく、5年間実施することを示す必要があると思います。</p>
野上委員	<p>保育園の清掃については、隣のいきいきプラザの指定管理者へ建物を管理しているということから、別途、業者推薦で清掃委託をしています。</p>
大滝課長	<p>そういうことであれば、別途業務委託で契約するというように示す必要があります。但し、業者推薦が必要となるので、契約管財課と調整してください。</p>
杉本委員	<p>適切に手続をとるようにします。また、評価点数の件ですが、評価に値しないにもかかわらず加点するというのは、適切ではないので再度検討します。</p>
野上委員	<p>区内事業者優先の取組について、指定管理者制度との調整はしていますか。</p>
野上委員	<p>区外事業者が単独でプロポーザルへ応募する場合は必ず区内事業者と共同事業体を構成することを条件にすることを検討しています。指定管理者制度との整合については、今後の課題かと思っています。</p>
野上委員	<p>ただし、区の姿勢として、なるべく早く指定管理者制度との整合を図ること検討する必要があると考えています。</p>
委員長	<p>公募前の審査については、前回と改善点、変更点について少し説明がありましたが、今</p>

神田課長 委員長	<p>後は、課題と改善点を一覧でわかる資料を用意してください。それと、いきいきプラザでは、介護予防総合センターとの関係はどのように提案してもらおうのですか。</p> <p>介護予防総合センターについては高齢者支援課と調整して記載するようにします。</p> <p>介護予防総合センターの事業など十分に情報を提示して、地域のいきいきプラザと連携できるか提案いただきたいという視点で記載してください。</p> <p>それと、「福祉会館等21提言検討会報告書」についても内容を示してください</p>
大滝課長 委員長	<p>報告書の趣旨を少しまとめて提示していきます。</p> <p>利用者数など施設の利用状況については、示していますか。</p>
神田課長 委員長	<p>公募要項の別添で参考資料として示します。</p> <p>指定管理料や事業の参加者数も示していますか。</p>
神田課長	<p>参考資料で示します。</p>
村山委員 委員長	<p>資料の内容の一覧で示せるか検討します。</p> <p>理学療法士の資格は健康長寿医療センターで講習を受けるしかないのでしょうか。介護予防総合センターの指定管理者公募時にも条件として出しているの、確認してください。区内事業者の優遇については、一度整理が必要でしょう。委託契約と指定管理者制度で同じように取り扱うことが適当なのか検討する必要があるのではないのでしょうか。</p>
野上委員 委員長	<p>わかりました。対応するように調整します。</p> <p>麻布、赤坂、高輪は同じ選考委員会の委員が審査するのですね。</p>
浅山課長	<p>そうです。外部委員の日程の都合上、同じ日に3地区をまとめて審査します。</p>
大澤委員	<p>包括的高齢者運動トレーニングについては、港区として、以前の老人研究所とトレーニングメニューを共同で開発して、推奨することになっているので、健康長寿医療センターが実施するトレーニングを受講することを要件とすることで、広めようということなのではないでしょうか。</p>
神田課長	<p>どのいきいきプラザに行っても同じレベルのトレーニングが受けられるように一定の水準に合わせようということです。</p>
大澤委員	<p>推奨している包括的高齢者運動トレーニングとはどういうものなのですか。</p>
神田課長 委員長	<p>介護予防の仕様書を高齢者支援課で定めていて、これをもとに研修を受けた者による指導をすることになっています。</p> <p>介護予防総合センターが開設した後に仕様の見直しはしていないのですか。</p>
神田課長 委員長	<p>高齢者支援課に確認していますが、変更はないとのこと。</p> <p>介護予防総合センターとの関係を踏まえて地域のいきいきプラザにおいても運動トレーニングが必要ということであればよいのですが、確認されているのですか。支援部で開発しているプログラムを地域におけるいきいきプラザとの関係でどのように発信するのかということについて、考え方を整理しておいてください。</p>
森委員	<p>数年前に施設予約システムを導入したと思いますが、そのことに関する記載はないのですか。</p>
神田課長 委員長	<p>業務基準書で触れていますが、公募要項でも触れるようにします。</p> <p>少しでも触れておくようにしてください。5年前の記載をそのままにするのではなく、区政の変化を踏まえて、公募要項に入れる事項を検討してください。法律や条例にも気を付けてください。</p>

	<p>他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)</p> <p>(1) 指定管理者の公募について (④特別養護老人ホームサン・サン赤坂、高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂、赤坂子ども中高生プラザ、⑤高輪子ども中高生プラザ)</p> <p>(所管課長から指定管理者公募要項等の説明)</p>
村山委員	<p>採点の考え方について、一次審査と二次審査の点数の比率について、一次が大きい施設があります。そういう施設では、一次で結果が出てしまうのではありませんか。それから二次審査の項目は一次審査と重複がないようにする必要がありますと思います。それと、採点表をみて審査の視点がわかるのでしょうか。</p>
茂木課長	<p>特別養護老人ホーム、在宅サービス支援センター、地域包括支援センターということで、第1次審査の中ですべてのグループで共通項目と施設別の項目を加えています。施設ごとに事業計画を提出してもらって採点しますので、施設の種類の多いところはその分1次の点数が増えてしまうということです。2次審査については、プレゼンは共通項目で採点します。1次審査と2次審査の項目について、類似した項目がありますが、2次審査はプレゼンの質疑応答を踏まえて採点をしていただきます。</p>
村山委員	<p>1次審査と2次審査の採点のポイントについて、設備の考え方、提案の実現性と項目が共通していますが、1次、2次ともに審査する必要はあるのでしょうか。</p>
茂木課長	<p>1次審査と2次審査の評価項目の設定については、審査項目の考え方を踏まえ、他の事例も参考にして修正します。</p>
大澤委員	<p>高輪と赤坂の子ども中高生プラザの公募要項でそれぞれ申請者の資格について、記載が異なっています。高輪では厚生労働省の通知の記載があって、赤坂にはそれがありません。この資格の記載は指定管理者制度では団体であればよいという趣旨の記載で、子ども中高生プラザの資格要件を記載すると誤解が生まれませんか。</p>
神田課長	<p>削除します。</p>
野上委員	<p>自主事業について、赤坂と高輪で扱いが異なっていて、自主事業という任意の事業で点数を与えることになるので、注意してください。</p>
浅山課長	<p>わかりました。</p>
茂木課長	<p>自主事業計画について当然に提案されるものという認識でしたが、あくまで任意で提案が出てこない場合も想定して調整します。</p>
森委員	<p>採点項目の点数のつけ方について、1次審査では赤坂子ども中高生プラザについては各項目5点ずつですが、高輪子ども中高生プラザは2倍や3倍を掛けています。2次審査については、赤坂では2倍にして10点にしていますが、高輪では4倍や6倍として差をつけている理由は何でしょうか。</p>
神田課長	<p>1次と2次の配点割合について、おおむね1対2になるように考えていますが、各項目についての配点については、1倍としていたものについて、今回はより配点にめり張りがつくように、2倍、3倍とを重みをつけて掛けています。</p>
森委員	<p>審査項目のうち重点項目について、2倍と3倍をつけるとして、それをどのように区別するかというのは難しくありませんか。2倍はわかるとしても、3倍も設定するとなれ</p>

<p>神田課長 委員長</p>	<p>ば選考時の配点について整理したほうがよいと思います。 わかりました。 施設利用者の声を公募要項の提案項目へ反映している点がありますか。直営の職員であれば、継続の必要性があれば継続しますが、指定管理者制度ではそうではありません。その点は、行政として提案を受けてサービスを提供していて、継続すべきことは明確に継続してもらい、環境の変化等を踏まえて新たに提案してもらいべき点はプラスアルファですということを考える必要があります。公募要項に必要なことを相当明確に記載しなければ、新規の事業者には伝わらず、これまでの運営状況を知っている現指定管理者が優位になってしまいます。だから、基本業務は明記した上で、民間事業者の創意と工夫を生かしてきたこれまでの積み上げも、事業者が変わったら、またゼロになってしまうというのであれば、公募をする意義がなくなってしまうと思います。審査基準については、これまでの選考を踏まえて1次と2次で逆転可能な1対2にしておく必要があります。高輪と赤坂の違いはあると思いますので、特性の部分は明らかにしたうえで、子ども中高生プラザなので基本的に同じであれば、共通になるように調整をしてください。</p>
<p>神田課長 委員長</p>	<p>わかりました。 委員のコメント欄や評価の視点なども、ある程度そろえる必要があると思います。学童クラブの職員配置については条例を制定しました。具体的にどのような配置基準なのかがわからないのですが。</p>
<p>神田課長 委員長</p>	<p>区で運営基準を定めましたので、学童クラブの職員配置については条例に適合させるように、職員体制を組むようになっています。 高輪では、適正な事業を行うことと記載がありますが、それから職員配置についても、条例第10条に該当する資格を有することが書いてあるけれども、それが何を意味しているのかが書かれていません。学童クラブの資格を持っている人を配置すればよいのでしょうか。緊急暫定学童クラブの委託の案件で、業者選定委員会で検討していますので、確認してください。新しい条例で子ども・子育て新制度のもとでの学童クラブ運営であって、今まで全く違っているもので、そのことを踏まえて、調整をお願いします。</p>
<p>神田課長 野上委員</p>	<p>わかりました。 高輪子ども中高生プラザの安全・安心に関する業務について、既に行動マニュアルができていますので、最初から作るのではなくて、今あるものを基本に検証して、指定管理者が変更の場合は連絡先を変更するとかした方がよいのではないのでしょうか。それと、「行動マニュアル」にはAEDの日常作動点検は加わらないのでしょうか。</p>
<p>神田課長 委員長</p>	<p>わかりました。AEDについては確認します。 他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)</p> <p>(1) 指定管理者の公募について (⑥特別養護老人ホーム白金の森、高齢者在宅サービスセンター白金の森、地域包括支援センター白金の森、⑦特別養護老人ホーム港南の郷、高齢者在宅サービスセンター港南の郷、地域包括支援センター港南の郷、ケアハウス港南の郷、⑧南麻布高齢者在宅サービスセンター、南麻布地域包括支援センター、⑨芝高齢者在宅サービスセンター、芝地域包括支援センター、⑩台場高齢者在宅サービスセン</p>

	ター、⑪北青山高齢者在宅サービスセンター、北青山地域包括支援センター) (所管課長から指定管理者公募要項等の説明)
大澤委員	高齢者在宅サービスセンター白金の森の利用対象者とさきほどの高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂のそれとで書き方が異なっているのですが、この違いは何か意味がありますか。
茂木課長	サン・サン赤坂の方が正しいので修正します。
大澤委員	高齢者在宅サービスセンターの事業内容は、通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護と、もう1つがありますよね。
茂木課長	介護予防認知症対応型通所介護です。追加します。
委員長	南麻布高齢者在宅サービスセンターについては、改修したと思いますが変更点はありませんか。
茂木課長	入浴室が増えています。以前地下の浴室を使っていたのが1階になったので、面積が多少変わっていますので、確認します。
委員長	デイケアですね。そうすると、配置も変わっていますよね。あとは、利用者の意見や要望など、十分踏まえて対応してください。逆に好評な点は前回の要項を基本にしても別に構わないと思いますので、全体的に検討をお願いします。 他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)
	(1) 指定管理者の公募について (⑫精神障害者地域活動支援センター) (所管課長から指定管理者公募要項等の説明)
野上委員	評価表の第一次選考表の効率的で質の高いサービスの提供について、フリースペースの考え方と具体的な提案、基本相談支援の考え方と取組とありますが、これは区は一定の考え方を持っているけれども、それをさらに有効にするためのプラスアルファを提案してもらおうという意味なのですか。
大竹課長	現在は、事業委託で区として一定の考え方を持っていますが、さらにこうしたらもっと有効で充実できるのではないかとという提案をいただけるかなと思っています。
野上委員	表現するとすれば、フリースペースの充実についての考え方ということですね。
委員長	引継ぎの記載はありますか。
大竹課長	はい。引継ぎの準備期間を3か月としています。
委員長	期間の始期についてはあるのですか。
大竹課長	指定管理者の指定後になります。
委員長	事業者が変更になった場合に、準備期間とする時期を明確にしてください。
大竹課長	わかりました。明記します。
委員長	区が経費を負担する引継ぎ項目を除き、指定管理者がするということですが、もう少し明確にした方が良いですね。
大竹課長	はい。
委員長	原則としては次期指定管理者が負担するので、協議して決めるというのであればそれは構いませんが、疑義がないようにしてください。
大竹課長	調整します。

渡邊委員	一次選考の区民及び高輪地域との交流の具体的な提案とありますが、地域の拠点としての位置付けではないのですか。
大竹課長	地域との交流事業としているので、その中に含んでいます。
渡邊委員	項目としては地域の拠点としての方が適切ではありませんか。
大竹課長	交流事業は、法の事業の中にはありません。
委員長	現行の運営協議会がありますが、公募要項への記載はありますか。
大竹課長	詳細については、業務基準書に定めるとおりとしています。
委員長	業務基準書のレベルかというところと少し違うのではないかと思います。
大竹課長	わかりました。ちょっと特出しをするような形でさせていただきます。
委員長	ほかはよろしいですか。他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)
	(1) 指定管理者の公募について (⑬大平台みなと荘) (所管課長から指定管理者公募要項等の説明)
委員長	利用料金制について、公募要項への記載はしているのですか。
遠井課長	はい。利用料金制度については、区で上限を定め、その上限の中で先方とのやりとりで決めるというのが利用料金制度でございますので、その趣旨で対応したいと思います。
委員長	現行の設置条例の範囲内ですね。それと食物アレルギーについての記述はありますか。
遠井課長	食事のところですね、わかりました。採点の基準に明記したいと思います。
委員長	他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)
	議題 (2) 指定管理者の指定取消について (三田いきいきプラザ等) (案)
委員長	法人合併に伴う指定の取消については、正副委員長預かりとし、あとで説明するという扱いで良いですか。
委員	(一同同意)
委員長	それでよろしければそのようにさせていただきます。 (閉会后、三田いきいきプラザ等7施設の指定管理者である湖聖会の指定取消について委員長及び副委員長により決定し、平成27年4月3日開催の庁議で報告された。)
委員長	以上で平成26年度第8回港区指定管理者選定委員会を終了します。